第４　端数処理
更生債権等の権利の変更において生じる免除後の残額の１円未満の端数は切り上げる。
第５　相殺
ＰＲＬが、更生債権等の弁済を行う際、更生債権者等に対して弁済期の到来した反対債権を有するときは、当該債権を自働債権として対当額において相殺し、残額を弁済する。
第４章　未確定更生債権等の措置
第１節　未確定更生債権等に対する措置
第１　別表５－３「未確定更生債権等一覧表」(省略）記載の未確定更生担保権および未確定更生債権（以下「未確定更生債権等」という。)については、現在係争中である。
第２　別表５－３「未確定更生債権等一覧表」(省略）記載の未確定更生債権等が確定したときは、確定した額につき、前記第３章第１節または第３節の定めを適用する。この場合、弁済は、前記各規定に定める弁済日または当該未確定更生債権等が確定した日から３か月を経過した日のいずれか遅い日に行うものとする。
第３　未確定更生債権等のうち、新たに確定した額について、遅延損害金は付さないものとする。
第５章　担保権の措置
第１節　担保権等の処理
第１　存続する担保権
１　不動産を目的とする担保権
⑴　別表６－１「存続する担保権一覧表（継続保有不動産)」(省略)、６－２「存続する担保権一覧表(分類①)（売却不動産および信託受益権)」（省略）および６－３「存続する担保権一覧表（分類②)(売却不動産)」（省略）記載の担保権は、更生計画認可決定後も同表「新しい債権額」欄記載の限度で、従前の順位により存続する。同表記載の担保権に共同担保の登記がある場合は、更生計画認可決定により共同担保関係は全て消滅する。
⑵　別表６－１「存続する担保権一覧表（継続保有不動産)」(省略）記載の担保権は、前記第３章第１節第１第２項に基づく弁済が完了したとき、消滅する。その場合、担保権者は、速やかに当該担保権の抹消登記手続をするものとし、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付する。別表６－２「存続する担保権一覧表（分類①)(売却不動産および信託受益権)」(省略）および６－３「存続する担保権一覧表(分類②)(売却不動産)」(省略)記載の担保権は、前記第３章第１節第２第２項に基づく弁済が完了したとき、消滅する。その場合、担保権者は、当該担保権の目的たる売却不動産および信託受益権の売却と同時に、当該担保権の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。
第２　存続しない担保権
前記第１に基づいて存続するものとされなかった担保権は、更生計画認可決定日に消滅する。当該消滅する担保権の担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権の設定登記または登録の抹消手続に必要な書類その他担保権の抹消に必要な一切の書類を管財人に対し交付する。
第２節　火災保険等
第１　火災保険等の設定
ＰＲＬは、前節記載の存続する担保権の目的たる物件を目的物として更生計画認可決定日に締結されている火災保険契約を、保険期間満了後も順次更新する。当該存続する担保権にかかる更生担保権を有する者が当該火災保険契約の保険金請求権に質権設定を受けている場合は、当該火災保険契約の更新の都度、同一内容の質権を設定する。
第２　保険事故発生の場合の処理
前記第１の火災保険契約の対象となる物件について保険事故が発生した場合は、管財人は、裁判所の許可を得て、以下のとおり処理する。
①　保険金を罹災物件の復旧またはこれに変わるべき物件の取得のために用いたとき
復旧または取得した物件上に従来罹災物件上に存した担保権と同一内容の担保権を設定する。
②　罹災物件の復旧またはこれに変わるべき物件の取得を行わないとき
その保険金を売却金額とみなして、権利の変更および弁済に関する規定を適用する。その適用にあたっては、「担保弁済額確定日」は「保険金の入金を受けた日」と読み替える。ただし、当該物件が別表６－１「存続する担保権一覧表（継続保有不動産)」(省略）記載の継続保有不動産であるときは、当該物件を目的とする担保権にかかる更生担保権額と同額の預金を行い、当該物件に設定されていた担保権に対する担保変換として、当該預金の返還請求権に対して質権の設定を行う。
第３節　登録免許税等の費用負担
本章による登記手続に要する登録免許税等の費用は、ＰＲＬが負担する。ただし、前記第３章第１節第２処分連動方式等別途の定めがある場合はこの限りではない。
第６章　会社の措置
第１節　更生計画認可決定日における措置
第１　定款の変更
定款の一部を別表10「定款変更表」（省略）のとおり変更する。
第２　役員の退任および選任
１　役員の退任
ＰＲＬの現役員は、更生計画認可決定日をもって全て退任する。
２　役員の選任
次の者を役員として選任する。ただし、管財人は、東京地方裁判所の許可を得て、取締役および監査役の選任・変更・補充をすることができる。
取締役　田端　仁一（管財人）
取締役　永井　幸藏（管財人代理）
取締役　荒川　和也（公認会計士）
監査役　林　　令史（公認会計士）
代表取締役　田端　仁一
３　新役員の任期
新役員の任期は、更生計画認可決定日から１年または同決定日から１年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までの、いずれか短い期間とする。
４　役員の変更、補充または増員
前記第３項の任期内に、役員を変更、補充または増員する必要が生じたときは、裁判所の許可を得て、管財人が選任する。変更、補充または増員された役員の任期は、他の役員の残任期間と同一とする。
５　新役員の報酬
新役員の報酬は、更生計画認可決定後、会社更生法第72条第４項前段の規定による裁判所の決定に基づき新役員がその権限を回復している期間に限り、同法第66条第２項の規定により、管財人が裁判所の許可を得てこれを定める。
第２節　更生計画認可決定日の翌日における措置
第１　吸収合併
１　ＰＲＬとＰＰＩは、以下の内容で吸収合併を行う（以下、吸収合併後の新会社を「新ＰＰＩ」という。)。
①　吸収合併消滅会社
商号：パシフィックリアルティ株式会社
住所：東京都中央区八重洲２丁目10番10号
②　吸収合併存続会社
商号：株式会社パシフィック・プロパティーズ・インベストメント（旧商号：有限会社パシフィック・プロパティーズ・インベストメント）
住所：東京都中央区八重洲２丁目10番10号